

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定療育機関の取り消し
概要	指定療育機関が処分基準を満たす場合は、その指定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第20条第8項
処分基準	指定療育機関が政令で定める基準に適合しなくなったとき及び児童福祉法第21条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に著しく不相当であると認められる理由があるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000199469.html
備考	